

(平成21年7月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山形地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

国民年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から48年6月まで  
② 昭和49年4月から50年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、同年代の友達から将来の生活設計を聞き不安に思ったことから、30歳になった時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した憶えがあるので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①以降の国民年金の加入期間について、申立期間②を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年9月25日に払い出されているとともに、A市が保管する国民年金被保険者名簿によると、同年8月22日に国民年金の加入手続をした旨の記載があり、申立人が申立期間②の直前に当たる48年7月から49年3月までの国民年金保険料を50年9月30日に過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間②当時、保険料の納付が可能な期間である上、経済的に困窮した状況には無く、申立期間②に係る保険料を納付できなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が国民年金に加入した経緯及び申立期間②以後の国民年金保険料の納付状況から、国民年金の加入手続を行った当時、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、昭和48年7月から49年3月までの国民年金

保険料を納付しながら、申立期間②に係る保険料を未納とすることは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 50 年 9 月 25 日に払い出されており、これを前提とすれば、時効により納付できない期間となるが、申立人は、昭和 21 年以降、A 市以外に住所を移動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年11月まで  
② 昭和43年5月から44年10月まで  
③ 昭和44年12月から45年8月まで  
④ 昭和49年4月から50年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は申立期間①から③までの国民年金保険料は、町内会を通じて納付しており、また、申立期間④の保険料は、妻の分の保険料と一緒に納付したはずであり、これらの期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月22日に連番で払い出されているところ、申立人の妻は、申立期間④のうち、49年7月から50年3月までの国民年金保険料が納付済みとされていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立人及びその妻の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間④の直後に当たる昭和50年度及び51年度については、いずれもほぼ同じ日に国民年金保険料を納付していることが確認でき、夫婦一緒に保険料を納付したとする申立人の主張と合致している。

一方、申立期間①から③までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和50年12月に払い出されていることから、当該期間は、時効により保険料が納付できない期間となるが、申立人は、A市以外に住所を移動してお

らず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料は、町内会を通じて納付したと主張しているが、A市では、当該期間当時、申立人の居住していた地区には納付組織は存在していないと回答しており、申立てと相違している。

さらに、申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人から聴取しても保険料の納付時期等についての記憶が定かではなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から同年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間当時、母が私の国民年金保険料を納めてくれていたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、昭和53年6月以降、約8年間にわたり付加保険料を納付しているほか、54年5月以降、約7年間にわたり国民年金に任意加入しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を完納している。

さらに、社会保険事務所の記録上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月に払い出されており、申立期間に係る保険料は過年度保険料となるものの、申立期間当時、申立人が居住していたA市では、過年度保険料が納付できる納付書を市役所の窓口へ備え付け、希望する者には当該納付書を交付し、直接金融機関で保険料を納付するよう説明していたことから、申立期間に係る保険料を納付できない合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月及び3年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月及び3年1月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間については、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずなので未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとするその母は、「申立期間に係る国民年金の加入手続をした。」と供述している上、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、平成11年度及び13年度から15年度までの期間の保険料を前納しているなど、納付意識は高いものと考えられる。

さらに、A町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立期間前の直近の国民年金の加入期間（平成2年6月及び同年7月）について、国民年金保険料が期限内に納付されていることが確認できる上、当該期間以外の厚生年金保険と国民年金の切替手続もおおむね適切に行われていることから、申立期間のみ、加入手続及び保険料の納付を失念したとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から47年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から47年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金の加入事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、申立期間に生活保護を受けていたことから、その期間は国民年金保険料の法定免除期間に該当するのではないかと思われるので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年5月に払い出されており、申立期間は未加入期間とされている上、申立期間の一部（昭和43年8月1日から45年3月2日までの期間及び46年2月22日から同年5月1日までの期間）については、申立人の配偶者が厚生年金保険に加入していることから、当該期間は、国民年金の任意加入期間となり、法定免除の規定が適用されることは制度上考え難い。

また、申立人は、申立期間において、国民年金の加入手続をした記憶が無い上、自ら法定免除の手続もしていないとしているほか、A市及び社会保険事務所の記録上、申立人が法定免除に該当していたことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立期間について、法定免除に該当する期間であったことを示す関連資料（家計簿、生活保護を受けていたことを確認できる資料等）が無い上、申立人は生活保護を受けていたとする期間についても記憶が定かではなく、ほかに生活保護を受けていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。